

社会福祉法人八甲田会 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法関係)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025（令和7）年4月1日から2030（令和12）年3月31日まで

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を平均80%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 各年4月 年次有給休暇の取得状況を部署別に集計し管理者へ通知。管理者を通じて、年次有給休暇の取得日数が少ない職員に対する個別の取得勧奨を実施。
- 各年7月～9月 年次有給休暇の取得日数が特に少ない職員に対して、年次有給休暇の取得日の指定を実施。
- 各年10月 部署別・職種別の年次有給休暇取得率を経営会議で報告。

目標2：地域の子どもの職場体験、職場見学の受け入れを推進する。

<実施時期・取組内容>

- 各年5月～ 受け入れに向けた企画立案、学校との連携、情報提供
- 各年7月～8月 職場体験、職場見学の受け入れの実施
(上記期間外でも要望を受けた場合は随時実施)